

<参考> 用語解説

【 あ行 】

ICT (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」の略。

インフラ

道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物。

雨水調整施設

雨水を一時的に貯留したり、浸透させたりする施設。

雨水流出抑制対策

大雨が降った時に、その雨水を一時溜めたり浸透させたりすることによって、下水道や河川、その他排水施設等に能力以上の水が一気に流出しないようにする対策。

液状化

ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地盤自体が液体状になる現象。

SDGs (持続可能な開発目標)

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。住み続けられるまちづくりや、気候変動など 17 の目標 (ゴール) と、それらをより具体化した 169 の達成基準 (ターゲット) で構成されている。

オープンスペース

公園・広場・農地など、建物が建っていない土地のこと。

【 か行 】

外水氾濫

大雨で河川の水位が上がって、堤防の高さを越えたり、堤防が壊れたりして、水があふれる現象。堤防で守られた内側の土地 (人が住んでいる場所) にある水を「内水 (ないすい)」と呼ぶのに対して、河川の水を「外水 (がिसい)」と呼ぶ。

環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市が蕨市環境基本条例に基づき平成 15 年 (2003 年) 3 月から策定している計画。

感震ブレーカー

強い地震を検知した場合に自動的にブレーカーを落とすことで電気の供給を遮断し、電気が原因となる火災事故を防ぐ装置。

狭隘道路

一般的に幅員 4m 未満の道路をいう。

切妻平入りの町家建築

江戸時代以降、街道沿いで、商人や職人の住まいとして主に建てられた、屋根の流れ方向に入口のある伝統的な建築。本を半開きにして伏せたような両流れ形式の屋根を持つ。

緊急輸送道路

災害時の避難・救助、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、都道府県が指定したもの。

景観行政団体

良好な景観の保全・形成を図るなど、景観法に基づき景観行政を担う自治体のこと。景観行政団体は、「景観計画」を策定することができる。

景観形成重点地区

地域の特性を活かした景観の形成を重点的に図る地区。

景観条例

美しいまちなみ・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定する条例。

形態意匠

建築物などの外観全体の特徴をあらゆる形状や模様などが一体となったもの。また、外観の一部を構成する意匠（デザイン）を指す。

公共施設等総合管理計画

蕨市が平成 29 年（2017 年）3 月から策定している計画。公共施設等について、少子高齢化等による利用需要の変化や、厳しい財政状況における老朽化に対応するため、長期的視点を持ってその維持管理を行うための基本的な方針を示している。

耕地整理

耕地整理法（昭和 24 年廃止）に基づき、農地の生産力向上のために、耕地の区画整理、道路やかんがい排水の整備等を行った事業。

高度経済成長期

1950 年代から 1970 年代の日本が急速な経済成長を遂げた時期。

合流式下水道

汚水（生活雑排水等）と雨水を 1 つの管で下水道処理場へ流す方式。合流式下水道に対して、汚水と雨水をそれぞれ別の管で流す分流式下水道がある。

国勢調査

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき国が 5 年ごとに行う。

コミュニティバス

路線バスやほかの交通手段でまかなうことができない交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行されるバス。大型の路線バスが入れない住宅街や、通常の路線バスの経路から外れた公共施設などを結んで運行される。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者などが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して進めるコンパクトなまちづくりのこと。集約型都市構造が形成される。

【 さ行 】

埼玉県震災都市復興の手引き

今後予想される首都直下地震などの大規模震災における復興の準備として、埼玉県が平成 26 年（2014 年）2 月から策定している手引き。都市整備に関係する県及び市町村職員を対象に、都市の復興における業務の内容について、平時に行うべき事前の取り組みと、発災後の復興に向けた手続などをまとめている。

市街地開発事業

一定のエリアで、道路等の公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などが都市計画法に定められている。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。市街地内の老朽木造建築物が密集している地区や、敷地が細分化された地区等において、不燃化された共同建築物の建築、公園・広場・街路等の公共施設の整備等が行われる。

事前復興

災害後の甚大な被害を想定し、迅速かつ円滑な復興まちづくりの検討や対策を災害発生前に準備する取り組み。

自転車通行帯

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分。

自転車歩行者道

自転車や歩行者の通行用として、縁石などの工作物により区画して設けられる道路の部分。

社会資本ストック

公共投資によって整備されてきた道路、下水道、公園などのインフラ施設や、市庁舎、図書館などの公共施設。

集約型都市構造

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市の構造。コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることで形成される構造。

住宅営団

昭和 16 年（1941 年）に、同潤会の事業を引き継ぎ、設立された経営財団。主に軍需産業の労務者向けの住宅供給を行い、昭和 21 年（1946 年）に解散した。

住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行う事業。

住民基本台帳

住民基本台帳法に基づき、市町村において生年月日、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。

準工業地域

都市計画で定める用途地域の 1 つで、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工場の利便性の増進を図る地域。軽工業の工場が多く、住宅や商業施設が混在している。

隅切り

道路の交差点において、見通しや通行しやすくするために設ける三角形の空地。

生活関連サービス施設

日常生活を送るために必要な、小売・飲食・娯楽・医療機関等のサービスを提供する施設。

生産緑地

生産緑地法及び都市計画法に基づき、都市計画決定された農地。市街化区域内の農地のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している一団の農地を都市計画に定め、都市農地の計画的な保全を図る。

接道不良宅地

建築基準法に基づく接道条件を満たしていない宅地。建築基準法では、建物を建てる宅地の接道条件として、幅員 4m 以上の道路に 2m 以上接道（道路に面している宅地の長さ）する必要がある。

線状降水帯

積乱雲が次々と発生して帯状に連なり、長時間にわたって同じ場所に大雨をもたらす現象。

【 た行 】

地域地区

都市計画の 1 つで、土地の合理的な利用を図るために定める地域や地区等。都市計画区域内の土地を、土地利用の目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を行う。用途地域や防火・準防火地域などがある。

地区計画

都市計画の 1 つで、良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域の特性に応じたルールを定める制度。地域のまちづくりの目標にあわせて、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを、厳しく又は緩和したりすることができる。

中央第一地区まちづくりプラン

中央3丁目と中央4丁目の各一部の地域における地区計画制度を活用したまちづくりプラン。本市では平成 24 年（2012 年）12 月に決定し、このプランに基づき、中央第一地区まちづくり事業が行われている。

長寿命化

寿命がのびること、あるいは寿命をのばすこと。この計画では、主にインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちさせることを指す。

調整池

雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設。雨水調整施設の 1 つ。

デマンド型乗合タクシー

利用者の事前予約により、乗合での運行を行う形態のタクシー。

透水性舗装

雨水を路面下の地盤に浸透させる構造をもつ舗装。

道路占用物

道路を継続的に占用する物件をいい、電柱や道路標識などがある。

特定生産緑地

都市計画決定から 30 年経過する生産緑地について、引き続き同様の制度が 10 年延長される農地。

都市機能

医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業など、都市の生活を支える機能。

都市機能誘導区域

立地適正化計画において定める区域。将来の人口減少や少子高齢化の進展を見据えて、医療・福祉、商業施設等を都市の中心拠点や生活拠点に誘導集約し、これらの生活サービスの効率的な提供を図る区域。

都市基盤施設

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設などが該当する。

都市基盤整備公団

平成 11 年（1999 年）に住宅都市整備公団を受け継いで設立された公団。平成 16 年（2004 年）に地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合し、独立行政法人都市再生機構となった。

都市計画区域

都市計画法に基づき、都道府県が定める区域。都市の実態を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県が定める方針。都市計画区域内について、都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備や市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。都市計画区域マスタープランともいう。

都市計画提案制度

都市計画法に基づく制度。地域住民の主体的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が、都道府県や市町村に対して都市計画の決定や変更を提案することができる。

都市計画道路

都市計画に定める都市施設の 1 つ。都市施設には、公園、下水道、河川などがある。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他の都市計画に関し必要な事項が定められている。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることなどを目的とした法律。

都市的土地利用

都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された土地利用。住宅用地、商業用地、工業用地などがある。

都市のスポンジ化

都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図る事業。地権者から少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、これらの土地を道路や公園などの公共用地に充てて整備するとともに、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、健全な市街地の形成を図る。

【 な行 】

内水氾濫

大雨で、雨水が下水道施設や道路側溝で排除しきれず、道路が冠水したり、床上・床下浸水が発生したりする状況。河川の水を「外水（がいですい）」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。

中仙道まちづくり協議会

「蕨市まちづくり条例」に基づき、中仙道周辺の住民等により平成3年（1991年）に設立された協議会。平成6年（1994年）に当該地域の歴史文化軸にふさわしいまちなみを維持することを目的に、建築物等の整備に関する事項等を定めた「中仙道まちなみ協定」を締結している。

【 は行 】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。本市では、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、地震ハザードマップの3種類が作成されている。

花いっぱい運動

本市で行われている公園などに花苗、花木等を植え、公園等の環境美化に取り組む運動。

PDCA サイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）を繰り返すことによって、施策などを継続的に改善していく手法。

ヒートアイランド

都市の気温が周囲よりも高くなる現象。要因としては、都市における緑地・水面の減少やアスファルトなどの地面の増加、自動車や建物などからの排熱やビルの密集による風通しの悪化などが考えられる。

ファミリー菜園事業

多くの市民が土に親しむことを目的に、本市が行っている貸菜園事業。

福祉避難所

高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所。

分流式下水道

汚水（生活雑排水等）と雨水を、それぞれ別の管で流す方式。汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流される。分流式下水道に対して、汚水と雨水を1つの管で流す合流式下水道がある。

防火地域、準防火地域

都市計画で定める地域地区の1つで、市街地における火災の危険を防ぐために定められた地域。一定規模以上の建築物を燃えにくく、延焼しづらい構造にするなど、防火上の観点から規制を行う。

【 ま行 】

まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少を克服するため、本市が平成27年(2015年)10月から策定している計画。

【 や行 】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境などのデザイン。

用途地域

都市計画で定める地域地区の1つで、建築物が無秩序に混在することを防ぎ、各地域が住宅地、商業地、工業地などの特性をもって発展するように、都市を区分したもの。第1種住居地域など13種類あり、各地域にふさわしい建物の用途や形態（容積率、建ぺい率など）が定められている。

【 ら行 】

ライフサイクルコスト

製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる全ての費用。建物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの。LCCと略されることもある。

【 わ行 】

蕨市北町旧水路敷拡幅整備要綱

平成10年(1998年)4月に施行された本市の要綱。安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため、北町にある旧水路敷の拡幅整備について必要な事項を定めている。

蕨市下水道管路長寿命化基本計画

本市が平成29年(2017年)3月から策定している計画。下水道の延命化とライフサイクルコストの最小化を考慮した予防保全型の維持管理計画の立案により、事故等の未然防止を目的としている。

蕨市建築物耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本市が平成 23 年（2011 年）3 月から策定している計画。地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的としている。

蕨市まちづくり条例

昭和 63 年（1988 年）4 月に施行された本市の条例。住民等の参加によるまちづくりを推進し、安全でうるおいのある良好な環境を形成するため、まちづくりについての必要な事項等を定めている。

蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例

平成 25 年（2013 年）4 月に施行された本市の条例。老朽化した空き家等の安全な管理を図ることにより、倒壊等による第三者への被害を未然に防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としている。

わらびりんご

錦町の農家が開発した極早生種のりんご。約 20 年がかりで研究・開発され、日本一早く実がなることで知られている。昭和 56 年（1981 年）に新種登録。

蕨市 都市計画マスタープラン
令和3年10月

発行 埼玉県蕨市
編集 都市整備部まちづくり推進室
住所 〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号
電話 048-433-7714
ホームページ <https://www.city.warabi.saitama.jp/>



発行 埼玉県蕨市
編集 都市整備部まちづくり推進室
住所 〒335-8501 蕨市中央5丁目 14 番 15 号
電話 048-433-7714